国民春闘共闘 第一回単産・地方代表者会議

23 国民春闘方針

23 国民春闘スローガン

たたかう労働組合のバージョンアップ 低賃金と物価高騰から生活まもる 大幅賃上げ・底上げを 軍拡・増税でなく社会保障の充実を

国民春闘共闘委員会

はじめに

第一章 23 国民春闘の情勢の特徴

第二章 23 国民春闘の焦点(総論)

- 1 大幅賃上げ・底上げ、労働時間短縮の実現、労働法制改悪をとめるたたかい
- |2| 公務·公共体制、社会保障の充実、生活圏での公共を取り戻すたたかい
- 3 政府の改憲策動をとめ、憲法が生かされる社会を
- 4 4つのアプローチと組織強化・拡大に全力をあげる

第三章 課題ごとの要求とたたかいの具体化

- |1| 大幅賃上げ・底上げ要求実現の課題
 - 1 生活を守る賃金要求とたたかい
 - 2 23 国民春闘における統一要求基準とたたかいのすすめ方
 - 3 最賃、公契約、公務賃金「社会的賃金闘争」の展開
- |2| 安定した雇用と均等待遇・労働時間の短縮等の課題
 - 1 労働者犠牲のリストラを許さず、雇用と職場を守る
 - 2 均等待遇・ジェンダー平等を促進する
 - 3 裁量労働制の拡大を阻止し、1日単位の労働時間規制を強化する
- 3 「公共をとり戻す」たたかいの具体化
- |4| いのちを守る社会保障の課題
- |5| 憲法が生き、人権が守られる公正な社会へ、政治の転換を
 - 1 軍拡反対!あらゆる改憲策動を許さない
 - 2 辺野古新基地建設阻止など、軍事基地強化させない
 - 3 原発ゼロをめざし、核兵器廃絶を求めるたたかい
- 6 ジェンダー平等社会の実現の具体化
- 7 要求実現へ組織強化・拡大のとりくみ強化を
 - 1 「要求、組織化、運動」へ
 - 2 「ケア労働者の大幅賃上げアクション」
 - 3 労働相談活動の強化

第四章 具体的な行動展開

- 1 統一行動の設定等について
- 2 行動計画

はじめに

「物価は上がる一方で賃金は上がらず、実質賃金が下がり続ける」。23 国民春闘は、この世界的でもまれな日本の実態を労働者と労働組合の力で打開する春闘です。労働組合の真価が問われます。

「昼食は 108 円のカップラーメン。食べずに我慢する仲間もいる。会社は契約より早い 3 時に仕事上がれという。仕事があるだけましとも思ってしまう。でも仲間とともに労働組合で会社と交渉したら有給が取れるようになった。無期雇用転換もさせた。労働組合なら変えられると思った」(出版労連の労働者)。コロナ禍でいのちを支え続けているケア労働者は「こんな低賃金では、働き続けられない」と憤ります。22 春闘で政府に制度をつくらせて、一定の引き上げをさせました。しかし、あまりに不十分です。

23 国民春闘は、四半世紀に及ぶ実質賃金の低下、歴史的な物価の高騰、コロナ感染拡大の長期化、ロシアのウクライナ侵略で労働者の生活がかつてなく窮地に追い込まれるもとでたたかわれます。特に、非正規労働者や女性、若者や高齢者など、低賃金・不安定雇用を強いられる労働者の生活と雇用の改善は、急を要する事態です。

国民春闘は「個々の企業や産業での闘争力の強化とともに、全国的・国民的規模で社会的な力関係を変えていくたたかい」として発展してきました。産別や地域、全国的な統一闘争に結集を強めることで、職場での対等な労使関係をつくりだしたたかってきました。同時に、全国一律最低賃金の実現などの社会的賃金闘争、社会保障の充実、年金引上げ、消費税減税、教育を守ることなど、政府や自治体に労働者のための制度政策の実行を迫ってきました。23 春闘でも「軍拡でなく、くらしや物価対策を」「改憲でなく、憲法をいかす社会を」などのスローガンをかかげ、国民共同の運動で人間らしい生活と平和な日本をつくるために奮闘しましょう。

こうした運動の前進には、たたかう労働組合のバージョンアップが必要です。一つは、ストライキなど交渉力を最大限に高めること、二つは、産別や地域、全国的な統一闘争への結集を強めること、三つは、100万人の組合員に依拠して要求の求心力で仲間を増やすことの3つです。

岩手医科大学職員労働組合は、2021 年年末一時金の引き下げ回答に対して、職場内では、36 協定締結権やストライキ権を背景に団体交渉を行い、外では地域の労働組合の仲間とともに「コロナ禍で奮闘する医療労働者のボーナスを削るのは許せない」とビラにして 1 万セットを配布してプレッシャーをかけるなど、職場と地域の合わせ技で「引き下げを断念」させました。

全労連・全国一般 P U C 分会は、2015 年に専任社員(限定正社員)を労使協議なしに強行導入されました。しかし、労働委員会の活用などたたかう姿勢を示す中で40人余りの専任社員の組合加入で労使交渉を重ね、4年で正職員とほぼ同等の処遇に改善させました。22 春闘では、「20 年間ベアなしは許せない」「退職金を守ろう」「一時金の格差是正を」とストライキを決行しました。スト前には賛同する新たな50人の組合員を迎えて160人がストライキに決起しました。交渉を続けています。

23 国民春闘は、社会的には「賃金上げろ!」の大波をつくり、職場ではストライキなど交渉力を最大限に高めることで勝利をめざします。仲間をひろげ、勝利しましょう

第一章 23 国民春闘の情勢の特徴

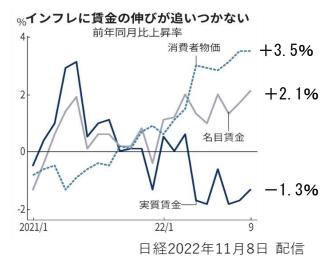
いまの日本の労働者の生活は、四半世紀に及ぶ実質賃金の低下に歯止めがかからないなか、3年に渡るコロナ感染拡大と歴史的な物価の高騰が襲っています。10月の消費者物価指数は、前年同月比3.7%上昇で消費税の影響を除くと31年ぶりの歴史的な上昇となっています。円安や燃料高騰で物価だけが上がり賃金は上がらない状況が続いています。家計への負担は「1世帯当たり年10万円超」との試算もだされ、労働者の生活は厳しさを増し、特に低所得世帯への影響は甚大です。また、岸田政権の支持率は29%へと急落しています。安倍元首相の国葬問題では、学校や自治体に弔意や反旗の強制を一律にはさせませんでした。反社会的な組織である旧統一協会との関係、何よりもコロナ対応をはじめ労働者・国民の生活への施策は全くの無策であることへの怒りがわき出しています。

非正規労働者やフリーランスなどの低賃金・不安定な雇用で働く労働者が「多様な働き方」「労働移動(流動化)」促進のもとで増やされるとともに新たな階層付けがすすめられています。かつての中間層とされた労働者が下流へと押し下げられ、富裕層との格差が拡大しています。期限付き、請負型など、弱い立場の労働者が増やされ、「何とかしてくれ」と声があげられない状態におかれています。また、低賃金のために長時間労働、複数就労が必然となり、声をあげる物理的な条件も意欲も奪われているのが現状です。いっそう、労働組合の必要性が高まっています。

1. 賃上げが伴わない物価高騰でさらに実質賃金低下

- (1)物価の高騰が止まらない要因は2つとされています。一つは、ロシアのウクライナへの侵略戦争によって両国が生産する原油や穀物の供給が滞るとの不安から価格が高騰していることです。二つ目は、急速にすすむ円安によるものです。高騰する原油や食料品などの輸入品が円安でさらに値上がりしています。輸入物価は1年前から46%上がっていて、その要因の4割は円安によるものです。
- (2) 労働者の賃上げが、物価高にはまったく追いついていない状況が続いています。

厚生労働省が 11 月8日に発表した9月の 毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上) によると、1人当たりの賃金は物価変動を考 慮した実質賃金が前年同月比1.3%減少し、6 ヵ月連続のマイナスとなりました。物価上昇 に賃金の伸びが追い付かない状況が続いてい ます。労働者の生活は、かつてない厳しい状 況にあります。購買力の低下、景気悪化の要



因となり、地域経済を冷え込ませています。

名目賃金は緩やかに増えています。9月の現金給与総額は27万5787円と2.1%増えています。 ただそれ以上に物価高騰が進んでいるため、実質賃金が減る構図となっています。賃金の実質水 準を算出する指標となる物価(持ち家の家賃換算分を除く総合指数)の上昇率は3.5%に達しています。

(3)物価の高騰で家計は一世帯 7万8000円支出増になる試算が出されています。このまま物価高がつづくと、2022年度の世帯(2人以上)の負担は、政府の物価高対策の効果を考慮しても、前年度と比べて平均で約7万8千円増えるとされます。内訳は食料品が約3万6000円、エネルギーが約3万4000円、家具・家電が約8000円です。

その負担の重さは収入によって異なります。収入に対する負担増の割合は、年収900万円台の世帯では1.0%ですが、300万円台の世帯では2.0%と2倍になります。その負担は低所得者層ほど重くのしかかることになります(2022.9.3朝日新聞)。

(4)企業は利益を賃金に回さずに内部留保を溜め続けています。2021年度の企業申告所得が79.5兆円と過去最高となりました。円安による輸出企業の収益好転が最大要因です。大企業を中心に引き続き企業決算は好調です。

財務省が9月1日に発表した法人企業統計によると、大企業の内部留保は2021年度末で484.3兆円となり、前年度末と比べ17.5兆円増えました。輸出大企業を中心に円安の恩恵を受け、経常利益が過去最高を更新し内部留保も増加しました。



2. 新しい資本主義は、雇用流動化によるリストラ促進策

岸田政権は、「新しい資本主義」で「分配の強化」を打ち出し、アベノミクスからの転換を印象付けようとしています。しかし、その実は「経済成長なくして賃上げなし」を繰り返すだけのアベノミクスの焼き直し、推進でしかありません。「分配」は「投資」に変質し、賃上げのためとして「リスキリング」(学び直し)を持ち出し、成長分野に移動するため「雇用の流動化」を促進する狙いです。年功制の職能給から職務給(ジョブ型雇用)へ移行を図ることで、ここでも雇用の流動化をすすめようとしています。しかし、これは、弱肉強食による適者生存で、それ以外の労働者は切り捨てる、リストラ政策でしかありません。大企業が儲かれば、トリクルダウンが起きるとする理論を継承するものです。

また、惨事便乗ともいえる働くルールの規制緩和を加速度的に進めようとしています。解雇自由を促進する「解雇の金銭解決制度」の創設や「裁量労働制の要件緩和」で長時間労働の割増賃

金支払いを逃れられるように規制緩和するなど、政府は財界・大企業の要望のまま、請負や自己 責任による働き方へとシフトさせようとしています。雇用流動化による「柔軟で多様な働き方」 へのシフトで、フリーランスなどの「雇用によらない働き方」へ流しこみ、低賃金・不安定雇用 労働者をさらに増やそうとするものであり、働くルールの改悪を許さないたたかいが求められ ています。

3. 軍拡でなく、憲法をいかし、いのちと生活まもる国民的な 共同を

コロナ禍の長期化に物価高騰で労働者と国民の生活は、かつてない危機的な状況にあります。 岸田政権は、その原因である異常な円安に対して対応不能に陥り、消費税の増税、健康保険料や 自己負担増、生活保護や年金の切り下げなどの国民犠牲を強行しています。「#このままでは自民 党に殺される」がツイッターでトレンド入りする事態です。

いま必要なのは、消費税の5%への減税、インボイスの中止、物価高騰に見合う生活保護費や年金の緊急の引き上げ、社会保障と教育の負担軽減、農産物の価格保障・所得補償の強化で食料自給率を引き上げ、省エネ・再生可能エネルギーの普及で自給率を上げること、地球規模の食糧危機、気候危機打開、防災などの具体的な行動です。

また、ウクライナでのロシアの侵略戦争を一日も早く終わらせることなど、「力による抑止」ではなく、言論による外交での解決をめざすことが求められています。岸田政権が惨事便乗ですすめる「国家安全保障戦略」など防衛3文書の改定が具体化される中で、「反撃能力」(敵基地攻撃能力)保有がなし崩し的に実質改憲をすすめるものです。さらに、23~27年度の5年間の防衛費を「43兆円程度」とし、「GDP比2%」=「軍事費2倍化」を打ち出し、国民の増税や国公立病院などの積立金、復興特別所得税を軍事費に充てるとんでもない方針を打ち出しています。日本の軍事費をアメリカ・中国に次ぐ世界第3位の軍事大国に導くもので、許してはなりません。抑止で平和はつくれません。北朝鮮のミサイル問題も含めて戦争の連鎖をエスカレートさせるだけです。憲法9条を生かす国民的な運動の促進で、国際的にもメッセージを送るときです。

長期に続く低賃金状態と異常な物価高騰で、労働者・国民の生活が破綻の危機に瀕しています。 23 国民春闘では、岸田政権の支持率が 20%代と国民の支持を失うもとで、大幅賃上げ・底上げ のたたかいとともに、岸田政権から要求実現可能な新たな政権への転換を求める国民的な共同 のたたかいに取り組みます。

春闘期にたたかわれる統一地方選挙では、公共をとり戻す具体的な要求や、私たちの切実な職場や地域からの要求を政党や候補者に公約させるなど、私たちの切実な要求実現が可能な地方議会の確立に向けて取り組みます。

4. 産別・地域の統一闘争で企業内労働組合の弱点克服

20 年以上に渡って続く日本の低賃金状態と消費の低迷は、資本の側にとっても自己矛盾です。 歴史的な物価の高騰は、消費購買力を抑制しており、「賃上げが必要」と言わざるを得ない状況となっています。しかし、個別企業主義に陥る日本の企業体質は、地域経済の活性化などは度外視に、「雇用を守ることが優先」「企業業績が悪いから仕方ない」と言って、個別企業内で労働者に我慢を強いて企業利益を優先する姿勢を強めています。大企業の内部留保の際限のない増加につながっています。そして、労働組合・労働者の側にも攻めきれない弱さがあります。財界・大企業を中心に、企業業績は「一時金で配分」し、固定費となる基本賃金は据え置く、「総額人件費管理」が強められる下で、結局は賃金も雇用も守られず、低賃金・不安定雇用の非正規労働者に置き換えられることが繰り返されています。トヨタ労組などの大企業の労働組合が、個別企業主義に陥り事実上春闘に結集しないなど、労働組合の交渉力の低下が、春闘破壊に拍車を掛けています。国民春闘を否定する「個別的労使関係による春闘」を押し付け、分断攻撃を強める動きです。

国民春闘は、企業内労働組合の弱点を克服するたたかいでもあります。産別や地域の統一行動にしっかり取り組み、結集するからこそ、企業内の労使交渉を粘り強くたたかい抜くことができます。同時に、地域に出て声をあげることで、地域住民や未組織労働者と賃金引き上げの必要性で一致する運動が社会的な世論をつくり要求実現を図ることができます。これは、たたかう労働組合である国民春闘共闘・全労連だからこそできるたたかいです。いまこそ、具体化を図るときです。

たたかう労働組合のバージョンアップで、一つは、職場での要求提出と集団交渉をしっかり行うことです。経営者の雇用責任を明確にさせ、労働組合の交渉力を発揮し要求実現をめざします。 二つ目に、産別統一ストや地域統一行動に結集し、個別企業内の交渉に留まらない労働者の団結の力で要求実現をめざします。三つ目には、労働組合の春闘要求への結集を呼びかけて仲間を増やす取り組みを行います。

第二章 23 国民春闘の焦点(総論)

23 国民春闘の要求の柱は3つです。一つは、大幅賃上げ・底上げを実現させること。同時に、労働時間の短縮、雇用をまもり、政府の労働法制改悪・規制緩和をとめることです。二つ目は、医療・公衆衛生や公務・公共体制の拡充、社会保障の充実など、生活圏での「公共を取り戻す」ことです。三つは、政府が狙う改憲策動をとめ、憲法が生かされる社会を構築することです。

23 国民春闘は、この3つの柱の要求実現をめざし、たたかう労働組合のバージョンアップで、 労働組合を強く大きくする仲間づくりをすすめながらたたかいます。

1 大幅賃上げ・底上げ、労働時間短縮の実現、労働法制改悪をとめるたたかい

1. 賃金の物価高騰上回るベアなしで終われない23 春闘!

23 国民春闘は「賃金の物価高騰上回るべ アなしで終われない春闘」です。物価の高騰を補うだけでなく、さらに生活改善をめ ざすベースアップが必要です。特に、より 困難を強いられる非正規労働者や差別的な 低賃金に置かれる女性労働者の賃上げを重 視します。コロナ禍で社会的な役割を過酷 な環境下で支え続けるエッセンシャルワー カー、とりわけケア労働者の賃上げを重視 して実現をめざし、労働者全体の賃上げの けん引役とできるように重視して取り組み ます。賃上げ要求では、最低規制を強める 要求を前面に掲げてたたかう春闘にしま

【賃上げ闘争の柱建て】

- 1 実質賃金の長期低下、物価高騰から生活をまもるために、すべての労働者のベースアップを必ず勝ち取る春闘
 - 物価高騰を上回るベアなし、非正規の仲間の賃上 げなしでは、ストライキ決行で実現を迫る
- 2 特に、非正規労働者、女性の賃上げにスポットをあて、均等待遇をめざす
 - 男女賃金格差公表制度の活用、ジェンダー平等
- 3 ケア労働者の賃上げで全体の賃上げをけん引させ る
- 4 最低賃金全国一律に向けて改正法案提出をめざす
- 5 会計年度任用職員を含め公務員賃金は物価上昇分を補い、さらに生活改善につながる大幅賃上げを実現させる

す。最低賃金の全国一律制の実現、301人以上の事業主に義務付けられた男女賃金格差公表制度の開始を踏まえて、低賃金労働者の賃金底上げ、格差の是正、均等待遇を求めます。ジェンダー平等社会をつくるたたかいとして重視します。また、会計年度任用職員を含めて公務員労働者の生活改善をはからせ、大幅賃上げによる社会全体の底上げをめざします。

(1) もう黙ってられない!賃金上げろ!全国アクション

22 秋季年末闘争から続ける、もう黙ってられない!賃金上げろ!全国アクションを展開しま

す。産別や地域の統一闘争への結集を強め、社会的な賃金闘争と職場でのたたかいの強化で要求 実現をめざすことができる国民春闘共闘・全労連の強みを生かした取り組みを重視します。地域 で賃金引き上げの可視化で大幅賃上げ・底上げの流れをつくります。同時に、職場では産別闘争 への結集とともに、ストライキ権の確立を含めて、交渉力を高める議論と実践をつくり要求実現 をめざします。具体的には、ベアなど納得が得られない回答に対しては、ストライキを決行して 要求の実現を迫る準備を行います。困難な労働者の生活と労働の実態が社会的に可視化される 春闘にします。

(2) 萎縮せず、生活まもる要求実現へ要求確立とスト背景にたたかう

生計費原則に基づく賃金要求の確立へ要求討議を重視します。最低規制を強める要求を重視します。企業物価の高騰などを理由に経営難が喧伝され、22 年年末一時金交渉でも要求に答える引き上げを示さない動きが強められています。そうしたもとで、労働者、労働組合が要求する前から萎縮しては交渉をはじめられません。生計費原則に基づく賃上げ要求を提出するとともに、ストライキなど高い交渉力をもって、対等な労使関係を築き、賃上げを迫ることが必要です。困難な経営でも、どうすれば賃上げできる経営となるのか、その展望を労働者・労働組合に示すよう求めます。

2. 最低賃金全国一律制の実現へ山場をつくる

(1) 2024 年春の通常国会で「全国最低賃金」への改正法案提出をめざす

23 国民春闘での中心課題に、最低賃金アクションプラン 2024 で掲げる最低賃金法の 2024 年春の通常国会での改正で全国一律制の確立をめざしています。2023 年春の通常国会での法案提出に向けて取り組みます。日本の最低賃金は、地域別であることで現状の経済状況から抜け出せない仕組みとなっています。人口が減少した地方経済の支払い能力に即して最低賃金を決めている限り、疲弊した地方の労働者の賃金を引き上げて地域経済を浮上させることはできない構造です。また、東京など最低賃金が高い地域が、低い地域を考慮し抑制することとなっています。そのこともあり、いまだに政府が早期に実現するとしている平均時給 1000 円すら何年たっても実現できていないのが現状です。最低賃金を全国一律にしない限り、1500 円の実現は 10 年かかっても実現しないことになります。

最低賃金の全国一律制の確立に向けて、「国民春闘共闘・全労連がめざす全国最低賃金への法 改正案」を検討・準備します。国会議員、政党の賛同を求め、国会への改正法の提出を要求する 運動を行います。また、自治体や議会、地元経済団体からの賛同を求める運動を展開します。

(2)世界では最低賃金の大幅な引き上げ実施

世界では、コロナ禍の長期化と物価高騰のもとで、最低賃金の引き上げが相次いで行われています。ルクセンブルク 2353 円、オーストラリア 2009 円、ドイツ 1759 円、イギリス 1610 円、米国のカルフォルニア州は 2220 円で、「ファスト法」の成立で1月からファストフード従業員の賃

金は時給22 ドル約3256 円に引き上げられることが決まっています。少なく見積もっても年収600万円を超える水準です。

3. ケア労働者と公務員賃金の引き上げに向けて

(1) ケア労働者の大幅賃上げアクション

ケア労働者の賃上げは22 春闘で政府に制度をつくらせ、職場での交渉と合わせて一定の前進をつくりました。しかし、まだまだ不十分な水準なうえに、基本給の引き上げではなく手当支給でした。コロナ対応病院の看護師などに限る差別支給が職場を分断しています。すべてのケア労働者の生活改善が実感できる水準での賃上げを求めます。引き続き「ケア労働者の大幅賃上げアクション」を展開し、23 国民春闘の賃上げのけん引役となるように取り組みをすすめます。ケア労働者の組織化を最大の目的に、要求と組織化の結合で要求実現をめざします。

(2) 公務労働者の賃上げに向けてキャンペーン

人事院は2022年8月、勧告を行いました。賃金では高卒初任給4000円引き上げ、若年層のみ俸給法の改定を行いました。また、一時金では、勤勉手当を0.10月引き上げるとしました。3年ぶりの引き上げで、国民春闘共闘・全労連のケア労働者の大幅賃上げアクションなどの賃上げをはじめとする賃金引き上げのたたかいの成果です。

しかし、物価の高騰など生活悪化を補い改善させる水準ではありません。会計年度任用職員の 一時金に関しても、勤勉手当が支給されていなことから改善につながりません。

23 国民春闘では、物価の高騰を補いさらにすべての公務労働者の生活改善が図られる大幅な賃金引き上げ・底上げを求める「公務員労働者の大幅賃上げを求めるキャンペーン(仮称)」の具体化をはかります。

4. 雇用をまもり、人間らしく働くルールの確立

岸田政権が「新しい資本主義」で打ち出した賃上げで経済の好循環をつくる政策は、「雇用の流動化」と「多様で柔軟な働き方」です。賃下げ、不安定な雇用の拡大、労働者保護をはずす規制緩和をつぎつぎに行うものです。コロナ禍で拡大したテレワークやギグワークなどの請負型の低賃金・不安定雇用を拡大するもので、雇用破壊をすすめるものです。政府は労働政策審議会等で法制度の規制緩和の審議をすすめています。解雇の金銭解決制度の創設、ジョブ型雇用制度の法整備、裁量労働制の拡大、シフト制労働契約や副業・兼業、テレワークなどの普及と法整備、そして、雇用によらない働き方の普及と法整備など、何れも、コロナ禍や物価高騰を口実にしたリストラ促進、非正規労働者の更なる拡大を図る政策です。

他方では、低賃金や物価高騰が続くもとで、人手不足と長時間労働が労働者の命を奪う事態が 続いています。ケア職場やファストフード店などでの1人夜勤などのいわゆる「ワンオペ」が労 災や利用者の安全を守れないもとで社会問題となっています。

(1) 生活時間確保のため労働時間短縮・年休取得の推進をはかる

人間らしい生活時間の確保に向けて労働時間短縮の本格的な要求づくり運動構築を開始します。秋闘から続けている、「賃上げ」とセットで行う「時短大運動」(Time & Wage アクション)をすすめます。職場の労働時間と休日休暇実態把握に取り組みます。

各職場では、労働時間と休日休暇の実態を把握し、月45時間を超える残業やサービス残業をなくす対策(繁忙職場の人員増等)を立て、労使交渉をとおして課題を解決します。各単産・地方組織では、積極的な取り組み事例を集約します。

(2) 労働法制の破壊を許さず、労働者保護を拡大させる

裁量労働制の対象業務拡大・要件緩和、解雇の金銭解決制度創設、限定正社員(ジョブ型雇用)の普及、シフト制労働契約の濫用など、政府の「新しい資本主義」政策のもとですすめられる労働法の規制緩和に対抗し、職場での具体的な事例をもとにたたかいを展開します。

労働者性を偽装した「雇用によらない働き方」が様々な業種に広がっています。その実態を 暴露し、労働者保護の適用と就業条件の改善をはかる運動に取り組みます。

「過労・差別・いじめのない職場を!~あなたもユニオンへ」と銘打った労働組合の取り組み 周知と加入促進のキャンペーンを行います。

(3) 雇止めを阻止し雇用安定をはかる

労働契約法 18 条の無期転換ルール見直しの動きに対し、抜本改正と均等待遇実現を求める 運動を行います。無期転換ルールの 10 年特例が適用される任期付きの大学教員や研究者の大 量雇止めに対し、当事者の組織化で雇止めを撤回させる運動を広げます。

会計年度任用職員制度が 2020 年4月から施行され 2023 年で3年目となります。多くの自 治体が最長3年や5年で雇止め・再公募を行うこととしており、来春での雇用不安を訴える声 があがっています。非正規労働者の雇用安定・処遇改善という政府や自治体の政策の矛盾の是 正とともに、非正規公務員の雇用をまもる運動を組織化も含めてすすめていきます。

2 公務·公共体制、社会保障の充実、生活圏での公共 を取り戻すたたかい

(1)「地域ならではの公共」を生活圏での地域住民との共同で取り戻す

実態把握が可能な業務を洗い出し、問題点や課題の解決に向け、要求確立から開始し、当事者の組織化、関係団体との共同などで再公営化や問題解決を求める運動の構築をめざします。

地域の維持は、公共なしには成り立ちません。地域から学校、保育園、病院、郵便局、そして鉄道・バスなどの公共交通が、民営化、市場化されることで、次々に奪われています。地域の疲

弊に歯止めがかかっていません。公共を取り戻さなければいけません。

深刻な「教員未配置」により、「教育に穴があく」状態が広がっています。学校統廃合なども 進められようとしていますが、地域住民とともに反対運動などがとりくまれています。

地方・地域組織を先頭に、職場の組合員との共同の運動をめざし、2023 年の統一地方選挙での政党・候補者の公約化をめざす運動につなぎ実現をめざします。全国での経験交流からはじめます。

(2) 社会保障・社会福祉の充実めざす

新型コロナ感染拡大が続くもとで、第7波の死者数は過去最高を更新するなど依然として厳しい状況が続いています。政府は、社会保障経費は過去最高とはいえ、自然増分を抑制する姿勢を変えていません。一方で、防衛費予算は、5.6兆円へと天井なき軍拡がすすめられようとしています。75歳以上の高齢者医療費2割化が強行され、介護保険料の原則2割化など、社会保障の総改悪がすすめられようとしています。また、本年度から年金支給額が引き下げられるなどの政府の理不尽な姿勢があらわになっています。

(3) 若者も高齢者も安心できる年金めざす

22 春闘に続き「若者も高齢者も安心できる年金と雇用を」請願署名を12 月末まで、全日本年金者組合と共同で取りみます。

2012 年改正法の「2.5%の年金削減」は、憲法 29 条の「財産権」、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、憲法 13 条の「個人の尊厳」を侵害し、社会権規約の「後退禁止原則」に違反するものです。「マクロ経済スライドを廃止し、減らない年金制度の確立」「最低保障年金制度創設」(当面、基礎年金の国庫負担分 3 万 3000 円をすべての高齢者に支給すること、年金の毎月支給)を求めていきます。

3 政府の改憲策動をとめ、憲法が生かされる社会を

岸田政権は、年内の「防衛三文書(国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画)」 改定、2023年度以降の防衛費増額をいっきに進めようとしています。既に2023年度予算にむけて、中距離ミサイルの開発、配備など100項目以上の「事項要求」を行い、概算要求は6兆円突破が確実視されています。「専守防衛のための必要最小限度の装備」をこえる要求や計画自体は、

「武力による威嚇」を禁止する憲法9条に反するものです。集団的自衛権行使容認の閣議決定と 同様に「壊憲」をすすめる動きとしてみる必要があります。

「武力で平和は作れません」。武力対武力、軍事対軍事一辺倒の政治をやめさせ、憲法9条をいかした平和外交をとらせる取り組みを強化する必要があります。「9条いかして平和をまもれ」の世論づくりをすすめます。

また、改憲阻止、平和をもとめるたたかいへの組合員の参加にこだわってたたかいます。若い 組合員が社会運動を経験する中で、労働者としての自覚と活動への能動的な参加が図られるよ うにすることを重視した具体化が求められます。また、ジェンダー平等の視点を貫く取り組みの 具体化を図ります。

憲法共同センターなどに結集し、敵基地攻撃能力の保有をはじめ大軍拡と軍事費 2 倍化に反対する声を広げます。

4 4つのアプローチと組織強化・拡大に全力をあげる

4つのアプローチ(戦略)の具体化を図ります。

一つは、たたかう労働組合のバージョンアップを図ることです。具体的には、①ストライキなど交渉力を高めてたたかえる組織になること、②産別統一闘争と地域統一闘争への結集を強め、企業内労働組合の弱点克服をめざすたたかいの構築、③全組合員に依拠した組織強化・拡大に成功できる組織になることです。

二つ目のアプローチは、差別の根絶と格差の是正へ、「非正規や女性差別の根絶とジェンダー 平等の実現」をすべての運動に位置付けることです。

三つ目のアプローチは、組合員の力を最大限に引き出し、要求運動と拡大の結合で組織の再生を図ることです。

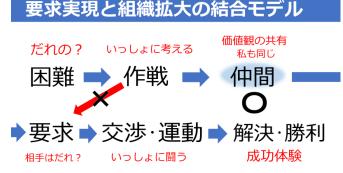
四つ目は、要求実現が可能な政治への転換で要求実現を図ることです。

これら、4つのアプローチを23春闘で具体化を図っていきます。

特に、春闘を通しての仲間づくりに力をつくします。

(1) 組織強化・拡大「要求で当事者を組織化するスタイルの実践を」

23 国民春闘での組織強化・拡大の焦点は、要求で当事者を組織化するスタイルを確立することにあります。春闘での組織拡大は、4月の新歓期での拡大が主な流れとして取り組まれています。加えて、かかげた春闘要求の実現をめざす過程の中で、要求にかかわる労働者への働きかけを通じて、「労働組合に入って、いっしょに要求実現を図ろう」との対話を



広げるスタイルです。幹部請負型の活動からの脱却、当事者とともに要求実現を図り成功体験を ともにすることで組合員の成長とともに、仲間づくりをすすめます。春闘前段闘争の位置づけも 含めて、12 月~2月に「春闘要求実現!仲間増やし集中期間」を設けて、職場や地域での未組 織労働者への働きかけをすべての単産・単組での取り組みに広げます。そして、これが要求実現の力であり保障です。

(2) 4月新歓期での仲間づくり

新歓期での仲間づくりは、引き続き重要です。この際も、「先輩たちも入っているから入ろう」だけではなく、「○○の要求を実現させようと私たちの労働組合は取り組んでいる」「これまでには、○○の成果をあげてきました」「労働組合に入ることで、使用者と対等にモノが言えるようになります」など、労働組合の意義をしっかり説明し、これまで以上の組織拡大の成功をめざします。3月~5月を新歓期拡大集中期間とします。

(3) 多様性ある労働組合へ、非正規労働者、女性、若者、年金者の組織化を

正規労働者中心から多様性ある労働組合をめざす取り組みの強化が必要です。低賃金・不安定 雇用で苦しむ、非正規労働者や女性労働者、若者や高齢者などの組織化は、その要求前進を目指 すうえでも急務となっています。

非正規労働者の要求を前面にかかげること、ともに声をあげることを少人数で丁寧に働きかける取り組みを無数につくることが重要です。

ある女性組合員は「仕事と子育てで労働組合の入る隙間はない」などの現状を率直に訴えました。こうした厳しい条件を変えられるのは労働組合の力でしかありません。子育て世代の要求をしっかりかかげ労働条件改善を図るとともに、性別役割分担意識がはびこる社会のあり方を変えていく必要があります。そのためには、労働組合自身が変わる必要性があります。23 春闘に置いても当事者の声をしっかり聞いて、労働組合への加入でともに変えることができる前進をめざします。

第三章 課題ごとの要求とたたかいの具体化

|1| 大幅賃上げ・底上げ要求実現の課題

1. 生活を守る賃金要求とたたかい

(1)最も困難な生活を強いられる労働者の賃金の改善を要求で正面にかかげ、労働組合への組織化でともにたたかう23国民春闘をめざし、最低規制を前面にした要求でたたかいを構築します。すべての職場で企業内、産業別の最低規制・底上げに向けて、「誰でも、どこでも時給1500円以上、月22万5000円以上の産業・企業内賃金」をめざします。

また、最低賃金の全国一律制の実現と、301人以上の事業主に義務付けられた男女賃金格差公表制度の開始を踏まえて、低賃金労働者の賃金底上げ、格差の是正、均等待遇を求めます。

(2)賃金要求の水準は、生計費原則を基本とし、国民春闘アンケートをもとに決めます。23国民春闘で、正規雇用・非正規雇用、移住労働者を問わず、物価の高騰を補うだけでなく、さらに生活改善をめざすベースアップをめざします。そのために、「賃金の物価高騰上回るベアなしで終われない春闘」としてストライキを背景に要求実現の構えをつくり、22春闘・秋闘での経験を生かし、リアルに集まる・集める労働組合活動を再開・強化し、出足早く力を集中してたたかいます。要求アンケート、秋闘から取り組んでいる「社長!賃金上げてくださいVOICE」や一言メッセージ、電話・メールなどのやり取りで組合員の状況をつかみ、萎縮せず、要求実現にむけた丁寧な要求討議と要求の提出を重視し、行動に仲間を組織して経営者に要求実現を迫る活動を目指します。

2. 23 国民春闘における統一要求基準とたたかいのすすめ方

(1) 賃上げに関わる4つの統一要求基準

最も困難な生活を強いられる労働者の賃金底上げを正面にかかげ、労働組合への組織化で ともにたたかう 23 国民春闘をめざします。そのために、最低規制要求を前面にした要求でた たかいを構築します。

第一に、誰でも、どこでも時給 1500 円以上、月 22 万 5000 円以上の産業・企業内賃金の実現をかかげてたたかいます。最低生計費試算調査を根拠に、非正規労働者や女性労働者、若者、高齢労働者など低賃金労働者の賃上げ要求の実現を特別に重視します。当事者の労働組合への組織化につなげ、ともに声を上げて実現をめざします。初任給の引き上げからの賃金底上げをめざします。(※月 150.0 時間×1500 円=22 万 5000 円)

第二に、物価高騰を補いさらに生活改善が 実感できる大幅な賃上げ要求の実現を迫り ます。具体的には、賃上げ統一要求基準を「月 3万円以上」、「時間給 190 円以上¹」とするこ とを提案します。23 国民春闘アンケートの結 果 (2022. 12. 9 第一次集計 31, 352 人分) は、 正規労働者の賃上げ要求額は、昨年までを大

2023国民春闘 国民春闘共闘・全労連 賃金引き上げ4つの要求(案)

- (1)産業・企業内の最低賃金の引き上げ 誰でも、どこでも時給1500円以上、月225,000円以上
- (2)賃上げ 要求「平均10%増」を求める 月30,000円以上(昨年 25,000円 平均8.19%) 時給190円以上(昨年 150円 平均10.6%)
- (3)雇用形態や男女間格差の根絶、均等待遇を求めます。
- (4)法定最低賃金を全国一律1500円以上

きく上回る「月 29,484 円」、非正規労働者など時間給労働者では「時給額 186.7 円」となっています。多くの労働者が、物価の高騰を補うだけでなく、生活改善を求めています。平均すると「賃金の 10%以上の引き上げ」となる大幅賃上げを求めたたかいます。

第三に、雇用形態や男女間格差の根絶をめざし、均等待遇を求めます。正規雇用と非正規雇用などの賃金格差、男女間の賃金格差などの根絶を求める要求を行います。

第四に、法定最低賃金を全国一律 1500 円以上の実現に向けて政府に対する運動を強めます。 とりわけ最低賃金の全国一律の実現に向けて要求を強めます。

(2) 労働時間、働き方に関わる4つの要求基準

- ①所定労働時間を1日7時間、週35時間をめざす。
- ②時間外労働の上限は、週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間までとするために、36 協定の特別条項を廃止すること。
- ③勤務時間インターバルを 24 時間について 連続する 11 時間以上とすること。
- ④深夜勤務や変則勤務、対人労働の場合は、 労働時間を短縮すること。

2023国民春闘 国民春闘共闘・全労連

労働時間・働き方4つの要求(案)

- ①所定労働時間を1日7時間、週35時間をめざす。
- ②時間外労働の上限は、週15時間、月45時間、年360 時間までに、36協定の特別条項の廃止求める。
- ③勤務時間インターバルを連続11時間以上にすること。
- ④深夜勤務や変則勤務、対人労働の場合は、労働時間 を短縮すること。

(3) たたかいのすすめ方

①全組合員規模で春闘アンケートに取り組みます

春闘アンケートは、全組合員規模での集約に加え、未組織労働者にも広げ 100 万人分をめざします。QR コードを活用し「スマホでできるアンケート」など工夫し、記入を働きかける取り組みが始まっています。「ひとこと」欄等を利用し、仲間のリアルな声・生活実態を集め、フィードバックする活動を重視します。

¹賃上げ要求は、若年層など低い賃金層の引き上げ幅を大きくする観点から一律額で要求しています。例示として率に換算すると、月額 25,000 円要求は 8.19% (25,000 円/21 国民春闘での加重平均・所定内賃金 304,920 円×100=8.19%、25,000 円/賃金センサス 307,700 円×100=8.12%) です。時間額 150 円要求は、10.62% (150 円/賃金センサス短時間・全産業・男女計 1412 円×100=10.62%) となります。

集約日程は、第1次集約を11月9日(水)とし、構成人員の2割以上を目標に取り組み、春 闘討論集会で中間集計を発表します。第2次集約は、23年1月10日(火)とし、 構成人員の 8割以上を目標にとりくみ、春闘共闘単産・地方代表者会議に発表します。

②萎縮せず、生活まもる要求実現へ丁寧な要求討議をすすめます

生計費原則に基づく賃金要求の確立へ要求討議を重視します。長期の低賃金に歴史的な物価高騰で労働者の生活は深刻です。特に、非正規労働者、女性労働者など低賃金労働者の賃上げ要求を明確にすること、最低規制を強める要求を重視します。23 春闘では、すでに企業物価の高騰などの経営困難を理由に誠実な賃上げ回答を示さないことが想定されます。また、労働者が大幅賃上げ要求を躊躇しては交渉をはじめられません。賃金は「労働力の再生産費」です。使用者には雇用責任として、そのために十分な賃金を支払う義務があります。しかし、非正規労働者が急増してきた経過からも、景気低迷と人手不足などの口実に労働組合も十分に抗えなかったことを率直に総括する必要があります。すべての労働者の豊かな生活が保障されるのに必要な賃金の支払いを求めるのが春闘です。萎縮せず、大幅賃上げ・底上げ要求を真正面から掲げることをめざす、要求討議を当事者とともに丁寧に行います。また、成果主義賃金の拡大を許さず、評価を賃金格差に結び付けないたたかいを強めるうえでも丁寧な討議をすすめます。

③すべての職場で要求の提出を

職場には異常な物価高騰のもと、大幅賃上げを求める切実な期待があります。それを要求 書に練り上げ、すべての職場での要求提出をめざし準備をすすめます。会議未開催や日常活動が停滞してしまっているなど困難を抱えている職場(単組、分会)に、単産として、援助と激励を強め、要求提出する職場を増やします。

また、すべての産別(中央・地方)で要求提出したことを社会的に明らかにする記者会見等に取り組みます。国民春闘共闘・全労連としても要求決定から回答集計まで記者会見等で可視化を図り、社会的に春闘をたたかいます。

④すべての職場でのストライキ権確立を

労働者、労働組合にとって最も高い戦術がストライキです。憲法に謳う労働基本権の一つである団体行動権を行使できる体制をとることでこそ、労使が対等になって交渉することができます。たたかう労働組合のバージョンアップの一環として、すべての単組でのストライキ権の確立、ストライキを背景にした団体交渉をめざします。ストライキ権を確立し、納得のいかない回答の押し付けには、ストライキを軸とした実力行使で抗議し、要求実現を迫ります。また、ストライキは、つくりあげる過程の中で労働組合の団結を強め、組合民主主義を向上させることができます。また、職場での賃金や労働条件の改善は、地域経済を豊かにする基盤であることをひろげ、地域組織や地域住民とともに社会的にたたかうストライキ戦術に高めていきます。

23 春闘は、「物価高騰を上回るベアなし、非正規の仲間の賃上げなしでは ストライキ決行で実現を迫る」たたかいです。3月9日(木)には統一ストライキで立ち上がる構えをつくり、ストライキの準備に向けて、単産ごとに丁寧な職場討議、学習等を呼びかけます。諸会

議で教訓的な事例を紹介し、学習資料(読み合わせ資料)を準備します。

⑤職場と地域一体での賃上げ・底上げの要求実現を

産別と地域一体での23国民春闘をめざし、大幅賃上げ・底上げをめざします。2021年秋闘での「岩手医大職組といわて労連や地域組織が力を合わせて一時金カットを阻止した」経験などをイメージに地方・地域で一か所は同様の経験をつくることをめざします。

⑥男女賃金格差是正など均等待遇求める要求を

男女賃金格差、正規労働者と非正規労働者の賃金格差を是正し、均等待遇をめざすたたかいの具体化を図ります。格差の是正、均等待遇の実現は、雇用形態、性別、年齢、地域、企業規模など、あらゆる賃金・労働条件・雇用差別をなくす取り組みとして重視します。「ボーナスゼロやめろ!差別NG!キャンペーン」を職場内外でとりくみます。女性労働者や非正規労働者の処遇改善要求と労働組合への組織化を結合する取り組みをすすめます。

今年7月から男女賃金格差公表制度(女性活躍推進法)が開始されました。3月末決算企業は6月中の公表が求められます。23春闘での改善が必要になります。労使交渉を通じて、改善を求める要求を行い、積極的に活用するようにします。

⑦ケア労働者の大幅賃上げアクション

ケア労働者の賃上げは22 春闘で政府に制度をつくらせ、職場での交渉と合わせて一定の前進をつくりました。しかし、まだまだ不十分な水準なうえに、基本給の引き上げではなく手当支給でした。コロナ対応病院の看護師などに限られる差別支給が職場を分断しています。

コロナ禍の体制で集まるなどのことが困難にあるなかで、引き続き、秋闘からの「岸田首相への手紙」で「言葉で現状を可視化する」取り組みをすすめ、(i)手当を基本給のベアにさせる職場交渉、(ii)差別支給を是正させる制度改善と職場交渉、(iii)支給額を上げさせる「ケア労働者の大幅賃上げアクション」に取り組み、すべてのケア労働者の生活改善が実感できる水準での賃上げを求めます。

⑧仲間づくり「春闘要求実現!仲間増やし集中期間」を設定します

春闘要求の当事者に組合加入を呼びかける集中期間を 12~2月とします。「この要求を実現するためにともに団体交渉に参加しよう」と呼びかけるなどともに声を上げるなかで組織拡大を成功させていきます。また、地域では未加盟労働組合への訪問を位置づけて、春闘共闘の仲間づくりをすすめます。

⑨23 春闘・中央行動の成功を

23 春闘の中央行動を3月2日(木)に「低賃金と物価高騰から生活守る賃金上げろ!最低賃金全国一律実現!中央大集会」(日比谷野音)と国会行動をおこないます。全国から2000人の参加をめざし、取り組みます。

⑩回答集中日と全国統一行動への結集を

大幅賃上げ・底上げ要求など 23 春闘要求に対するいっせい回答集中日を3月8日(水)とし、すべての産別の結集を図ります。3.8 国際女性デーをふまえて、賃金差別など女性差別の根絶に向けた行動としても成功させます。翌3月9日(木)は、23 国民春闘の最大の山場として、統一ストライキを軸に全国統一行動に立ち上がります。

統一闘争に結集することは、国民春闘の軸であり、みんなで一斉に行動することで企業別労働組合の弱点を補い、要求実現を手繰り寄せるための重要な行動です。職場では、産別や地域の統一行動に結集し、ストライキを軸にした行動で、納得のいかない回答に対する抗議と上積みを求めます。単産や地方組織・地域組織はたたかっている労働者を励ますための激励やスト支援行動、集会に取り組みます。全国 30 万人が決起する 23 国民春闘で最大の山場の行動に取り組みます。

また、3月13日(月)に予定される「重税反対行動」にも積極的に参加します。

4月1日(土)から10日(月)を回答促進強化旬間とし、要求の追い上げを図ります。

①春闘の可視化を

国民春闘共闘・全労連として3月10日(金)に記者会見に取り組み、春闘での先行回答で昨年プラス獲得と「最低賃金全国一律」「大幅賃上げ・底上げ、エッセンシャルワーカーの賃上げと人員確保」を社会的にアピールします。地方でも集計を行い、主要単産の参加で地元マスコミに結果を発表していきます。

また、記者会見とともに、3月8日(水)の回答集中日に全国の仲間と結んだ回答結果速報「全国中継!特別ネット番組」を準備します。

3. 最賃、公契約、公務賃金「社会的賃金闘争」の展開

- (1) 最低賃金全国一律 1500 円の実現めざす運動の具体化
- ① 2024年春の通常国会での最低賃金法改正で全国一律制の確立をめざし、2023年春の通常国会での法案提出に向けて取り組みます。国民春闘共闘・全労連がめざす法改正案(ポイント)を具体化し、国会議員等への要請を準備します。
- ② 中央最低賃金審議会では、ランク制度のあり方を検討する「目安の在り方に関する全員協議会」が秋から再開され、2023 年3月末までにはまとめが行われる予定です。目安全員協議会(目安全協)に対し、全国一律制度の実現に向けたランク間格差の縮小とランク数の縮小を求め、単産・地方組織からの意見書と団体署名に取り組みます。

締め切りを 12 月 23 日(金)とし、 1 月 30 日(月)に提出を予定します。また、ランク制度 のあり方の抜本的な是正を求め、目安全協にむけた宣伝行動に取り組みます。

- ③ 「全国一律最低賃金の法改正を求める請願署名」は25万筆を目標に、職場・地域での学習会を広げながらすすめます。また、街頭での宣伝・署名活動、チャレンジャーを組織し知人に広げる、地域での協力共同の関係にある団体や未加盟組合への協力申し入れ、署名「ゼロ分会」をなくすため、激励のオルグやニュース発行で経験を交流するなど、様々な形で組織内外に署名を広げてきた経験を生かして取り組みます。2月24日(金)までに署名を集中して、23 春闘の中央行動が計画されている3月2日(木)に国会議員への提出行動を取り組みます。
- ④ 地方議会に対し全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書採択を求める請願行動を取り組みます。2021年は、12道府県と124の市町村で意見書が採択されています。自治体の

意見書採択は、全国一律最低賃金制度の実現を求める世論を広げるとともに、地方最低賃金 審議会での引き上げにも影響します。引き続き地方議会での意見書採択を求める取り組み をすすめ、とりわけ、都道府県議会での採択を重視します。

- ⑤ 全国一律最低賃金制度の実現を求める署名への賛同議員数は 105 人(10 月現在)と確実に増え、衆議院で全議員の 15.9%、参議院で12.5%の到達です。24 年国会での法改正めざし、国会議員内での紹介議員を多数派にするために、地元事務所を訪問して要請を行います。また、国会議員を対象とする院内学習会に取り組み、国会議員の賛同を広げます。
- ⑥ 22 年地方最賃審議会答申の付帯決議のうち、4分の3が中小企業・小規模事業者に対する実効性のある支援のための現行制度の拡充や早急な制度創設を強く求めています。この世論をさらに広げるため、中小企業支援拡充を求める団体署名に取り組みます。国民春闘共闘・全労連として、2月を中心に、中小企業団体と懇談をすすめます。
- ⑦ 第一次最賃デーはローカルビッグアクションの集中行動日 2 月 4 日(土)として、春闘での大幅賃上げの課題とともに地域での行動を展開します。第二次最賃デーは 4 月 14 日(金)、「最賃近傍で働く人」の記者会見を予定し、第三次最賃デーは 5 月 25 日(水)として、国会行動を準備します。第四次最賃デーは、6 月 23 日(金)に予定し、省庁交渉などの行動を展開します。第五次最賃デーは 7 月 14 日(金)とします。
- ⑧ 最低生計費試算調査は、今年度目標の7県での実施をめざします。また、これまで、取り 組まれた最低生計費試算調査の結果をふまえ、物価高騰を加味した結果を組織内外に可視 化できよう準備していきます。

(2) 公契約運動の推進

自治体発注の建設工事や委託業務に従事する労働者等の作業報酬(賃金)額について規定する「公契約条例」は、現在までに全国 78 自治体(賃金条項型 27 自治体、理念型 51 自治体)で公契約条例が制定されています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、建設現場従事者を含めたエッセンシャルワーカーの賃金水準を守り、ダンピング受注を排除し、地域の活性化を図っていくために、公契約条例(法)の重要性を地域で認識・共有し、条例(法)制定運動を進めていきます。

- ① 自治体における条例の制定状況について、アンケート調査などを実施して地域での制定 状況について把握に努めます。
- ② 公契約下で働く労働者の実態把握と組織化のため、公契約で働く労働者に対する「実態調査アンケート」に取り組みます。また、条例の制定に向け、自治体や委託業者団体との意見交換等も行いながら議会へ働きかけます。
- ③ 公契約法の制定をめざし、政府・関係機関へ働きかけます。

(3) 公務員賃金引上げと労働基本権回復に向けて

民間賃金と公務員賃金の連携した賃上げサイクルを実現するため、「公務員労働者の大幅賃 上げを求めるキャンペーン(仮称)」として、公務員賃金改善を求める世論の構築、賃上げ署名 の推進、人事院・人事委員会への要請などに官民共同で取り組みます。

- ① 人事院の9地方事務局・所(北海道・東北・中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄)に対し、地方組織を通じて、人事院勧告に向けた要請に取り組みます。そのための統一要請書を作成します。なお、各都道府県・政令市の人事委員会に対しては、地方公務組織と連携・共同して要請することとします。中央でも政府・人事院本院に対し、公務員賃金の改善を率先して行うよう要請していきます。
- ② 2月15日(水)の公務・民間一体の宣伝行動において、ディーセントワークの確立とともに、すべての公務員労働者の大幅賃上げ、期間業務職員や会計年度任用職員等の安定した雇用の実現などの要求を掲げ、地域経済の活性化をはかるためにも「社会的賃金」の引上げを求める世論を広げていきます。行動では公務部会が作成するビラを活用します。
- ③ 2月中に地域で取り組まれる「賃金上げろ、物価高騰から生活と地域経済と公共を守れ、ケア労働者の賃上げを!ローカルビックアクション」に官民共同で取り組み、公務・医療・福祉・介護・教育・保育労働者などのエッセンシャルワーカーの賃上げと人員確保、公務・公共サービスの充実などの要求実現に向けた決起とアピールの場にしていきます。
- ④ 3月2日(木)の「低賃金と物価高騰から生活守る、賃金上げろ!最低賃金全国一律実現! 中央大集会」において、最賃をも下回る公務員初任給の大幅引き上げをはじめ、地域間格差 の是正、非正規公務員の処遇改善などの諸要求実現を求める行動を展開します。
- ⑤ 23年人事院勧告による大幅賃上げをめざし、「公務員賃金の改善を求める署名」に取り組むとともに、人事院前などを中心とした要請行動を展開します。
- ⑥ 人事院は「賃金制度のアップデート」や「柔軟な労働時間制度の導入」などを検討しています。労使合意のないままに、重要な労働条件を一方的に変更することは許されません。公務員の労働基本権回復とそれに向けた協議の場を設けることを政府に迫っていきます。あわせて、給与カーブの引き下げやテレワーク・変形労働時間制の無原則な拡大を行わないよう政府・人事院を追及していきます。

2 安定した雇用と均等待遇・労働時間の短縮等の課題

1. 労働者犠牲のリストラを許さず、雇用と職場を守る

(1)経営状況に注意し雇用を守る

コロナ関連融資の返済が本格化する時期にさしかかっています。セーフティネット保証コロナ融資は12月末まで、物価高騰の緊急対策枠を含む伴走支援型特別保証融資は23年3月末まで期限が延長されていますが、コロナ前の業績回復に至らない企業や、需要変化に対応し損ねた企業は、返済原資を捻出できず、事業継続を断念するケースが増えています。雇用調整助成金の特例措置の期限も11月末となっています。賃金闘争を本格化させると同時に経

営分析を行い、安易な経営困難を理由とした賃金抑制に同調しないようにするとともに、雇用を守る対策の必要性について、労働組合として注視します。もしも個別事業所で雇用調整や事業所整理などに至る動きがある場合は、産別組織、地方・地域組織と連携し、支援対策を組むなどして雇用を守るたたかいに取り組みます。経営困難事例については、情報を単産・地方で集めて、国民春闘共闘・全労連に集約します。場合によっては、制度融資のリスケジュール、雇用対策の拡充等の政策要求を行うものとします。

(2) 失業者の実態をつかみ政策提言を行う

雇用情勢をふまえつつ、地域の取り組みとして3月に「ハローワーク前アンケート」に取り組みます。集約は4月とし、5月には実態の報告と制度改善要求をまとめて、当事者の状況や要求を厚生労働省に示し、制度改善などの対応を求めます。厚生労働省は、雇用保険制度の抜本的見直しの議論を進めていますが、切り下げてきた生活給付について、改善する方向ではありません。失業した当事者の声をあつめながら、政策の改善を求めます。

2. 均等待遇・ジェンダー平等を促進する

(1) 職場における格差の可視化と解消

改正女性活躍推進法で、「男女の賃金(賞与を含む)の差異」が情報公表の必須項目とされたことも契機とし、正規、非正規等雇用形態別・男女別の賃金・一時金を把握します。結果は、平均値だけでなく、各属性別・年齢別に賃金データをプロットした図を作り、格差の状況を把握します。その結果を職場討議にかけ、格差是正が進むような賃金要求をまとめ、団体交渉に臨みます。

(2) 無期転換の推進と無期転換ルールの改正

労働契約は無期が原則であることをふまえ、有期契約で働く労働者の無期転換を促進します。職場における実践と同時に、見直しの審議が行われている労働契約法第 18 条 (「無期転換ルール」) に関して、有期労働契約の濫用をなくし、無期労働契約が原則となるよう、制度改正を政府・国会に働きかけます。無期転換ルールの抜本改正(通算勤続期間 1 年での無期転換「みなし制度」等)や、無期転換にかかわる労働条件の改善を促す法改正を求め、団体署名に取り組みます。また、無期転換ルールの 10 年特例が適用される大学任期付き教員や、研究開発法人の研究者に対し、22 年度末に大規模な雇止めを行おうとしている法人の動きを阻止し、雇用安定をはかる法制度づくりを政府に求める運動を行います。

3. 裁量労働制の拡大を阻止し、1日単位の労働時間規制を強化する

(1) 労働時間法制の規制緩和に反対する

「みなし労働制(裁量労働)」の対象業務拡大や要件の緩和といった労働時間法制の改悪を、

経済団体・使用者側が求めています。労働者が生体リズムを守り、家族的責任を果たしうる時間を保障し、かつ労働者本意で柔軟に働くためには、労働時間管理責任を使用者に果たさせる労働時間規制が必要です。団体署名など、使用者側が求める法改悪を阻止するための取り組みを行います。

(2) 生活とジェンダー平等の視点で労働時間の短縮を進める

春闘期に、長時間残業をなくし所定労働時間を短縮する「時短運動」を前進させます。運動の目的について、職場討議を行い、生活時間・自由時間・家族との時間を増やすこと、ジェンダー平等の視点や、労働組合活動への参画を高める時間を確保することの意義を確認します。その際、時短とセットで進めるべき賃金ベースアップの必要性も議論し、賃金底上げ・大幅賃上げの必要性も確認します。意思統一ができた職場では、賃上げ要求と合わせて、所定労働時間の短縮(7時間目標)を要求します。また、春闘期には多くの職場が36協定の改定期を迎えますから、36協定を活用した時間外・休日労働の削減と勤務間インターバル制度(11時間)の導入も求めます。要求提出と交渉の結果は、各産別・地方をとおして国民春闘共闘・全労連に集約します。時短運動の成果は、労働協約の地域的拡張適用(労働組合法18条)を進める検討材料としても活用します。

3 「公共をとり戻す」たたかいの具体化

(1)「公共をとり戻す」うねりを全国に広げる

- ① 民営化・独法化・指定管理者制度など外部委託化の阻止、学校や病院などの統廃合阻止の 取り組み事例の収集・交流、業務委託・派遣の導入反対、公契約運動の推進などを当面の目標とします。
- ② オンラインも組み合わせた学習会やシンポジウム等を開催し、いま「公共を取り戻す」運動に取り組む意義や各地の教訓的な取り組みを学ぶとともに、どこでも誰でも始められる取り組みについて意思統一を図ります。
- ③ 通信を定期的に発行し、全国の取り組みを紹介していきます。
- ④ 地域総行動において、要請書を関係機関に提出し、公務・公共サービス、教育の拡充と大幅増員、任期付職員・非常勤職員・会計年度任用職員の無期雇用化・正規化を求めます。要請の実施にあたっては、「ローカルビッグアクション」などにおいて、公務職場の実態など現場から報告をしてもらい、関係当局に対する要請に反映させます。
- ⑤ 統廃合や民営化に反対し、再公営化を求める地域組織、市民団体との連携を図るとともに、 国際組織との連帯の取り組みをすすめていきます。

(2) 地域経済の活性化、中小企業をまもる

- ① 2月を中心に「地域総行動」を展開し、最低賃金引き上げに向けた中小企業支援に関する 提言を活用した自治体や経済団体との懇談を取り組みます。
- ② 中小企業家同友会や全国商工団体連合会との交流と協力・共同を広げて、中小企業対策予算の増額や公正取引の実現、公正な税制などを求めます。
- ③ 消費税減税とインボイス制度の導入見送りを求めます。
- ④ 地域経済の活性化で重要な役割を担う地方金融機関の合併や支店の統廃合を許さず、地域 金融機関を核とした経済循環政策の確立を国及び自治体に求め、政策提言を進めます。

(3) 保育・教育をはじめいのちを守る国の責任を求めるたたかい

保育・学童保育では、処遇改善事業が進められていますが、業務の過酷さは増すばかりとなっています。9月には送迎バスで園児が置き去りにされ、死亡する悲しい事件が発生しましたが、このような事件を繰り返してはなりません。

保護者が安心して預けられる保育体制を確立するためにも、配置基準や施設の基準を見直すことが必要です。また、学童保育においても同様です。福保労がとりくむ国会請願署名のとりくみに協力し、3月2日(木)に予定されている院内集会に結集します。

「教育に穴があく」状態が解消しません。教員試験の受験者も減少しており、教員未配置で 子どもの権利が侵害され続けている状態はなんとしても解消すべき課題です。しかし文科省 の対応は不十分なままです。

教育予算の増額と人員増をめざし、国民大運動実行委員会のとりくみに結集します。春闘でのたたかいを基礎にして大幅増員と教育無償化、給特法の改正をめざします。

(4) 公共交通、食と農業など地場産業をまもる取り組み

- ① 地域住民の移動の自由保障、地場産業の維持、地域社会の発展に欠かせない交通インフラが維持されるよう地域の取り組みに結集します。
- ② ライドシェアなどプラットフォーマーによる規制緩和は、利用者の安全と労働者保護の 観点から問題が多いため、導入や国家戦略特区の活用も許さないよう監視を強めます。
- ③ 全農協労連や食健連との連携を強化し、国内農業を犠牲にする二国間経済連携協定の廃止、「家族農業の10年」の実現をめざし、国内自給率向上、国内農業を守り、安全で安定した食料の確保に向けた国民世論を高めます。
- ④ 気候変動への対応や飢餓を発生させないためにも、食糧自給率を大幅に向上させるため、 食健連の国会請願署名を積極的にとりくみ、採択をめざします。

(5) デジタル化による公共の破壊を許さず、個人情報保護の確保を求めるたたかい

2024 年秋から健康保険証を原則廃止とし、来年の通常国会にマイナンバー法改正法案の提出を表明しました。マイナンバーカードは法律上任意であるにも関わらず国民への義務化を押し付けるものです。その狙いは、国民監視であり、徴税強化と社会保障制度や国民皆保険

制度を根底から覆してゆくことにあります。国民の社会世論をいっそう広げ、署名運動や国会行動を配置してマイナンバー制度反対連絡会に結集して取り組みます。

政府はデジタル庁を設置し、ICT化を推進していますが、個人情報の利活用を本人同意なくすすめようとするなど、個人情報保護、個人の思想信条の自由を侵害しかねない重大な問題を内在しています。教育分野では、デジタル庁・総務省・文科省・経産省が合同で「教育データ利活用ロードマップ」を示すなど、膨大な個人情報を民間大企業の商業目的に利活用するあからさまな計画が示されています。EU並みの厳密な個人情報保護規定の創設やデータの目的外使用の禁止、本人の承諾なしの個人情報のプロファイリング禁止など、プライバシー保護を厳格に守らせるルール確立などを求めて行きます。

(6) 大規模災害から命を守り、住民本位の復興支援をめざす

東日本大震災以降も地震や風水害は毎年発生しており、被災地の住民からは「避難場所の生活改善を」「住宅再建や生活・営業再建への不安」の声が上がっています。現在の災害援助法や被災者生活再建支援法では被災者に十分に公的な手当てができません。被災者の生活・生業を再建するにはさらなる抜本的な改正が求められています。

- ① 住宅再建への支援を300万円から500万円に引き上げるとともに半壊や一部損壊にも支援の対象を拡大するよう求めます。
- ② 避難所の改善、被災者の心のケア、医療費や社会保険料などの減免、中小企業や農林漁業者の事業再建への直接支援の強化をはじめ、被災者支援を抜本的に強化することを求めます。
- ③ 大規模災害の発生抑止も含め、気候変動を押さえる温室効果ガスの削減など、地球温暖化防止、気候正義の取り組みに結集します。

4 いのちを守る社会保障の課題

(1) コロナ禍における医療崩壊を繰り返させないたたかい

政府は、感染症法等の改正法案を臨時国会に提出しましたが、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付けるなど、強権的な姿勢を露わにしています。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとされ、都道府県等は医療関係団体に協力要請できると定めています。

医療崩壊を繰り返さないためにも、不足する医師・看護師等の拡充こそ図るべきです。日本 医労連・全大教・自治労連がとりくむ「安全・安心の医療介護実現のため、医師・看護師・介 護職員の大幅増員を」求める国会請願署名に積極的に協力し、請願採択の実現に向けたとりく みを強めます。

(2) 介護保険の改悪を許さず、処遇改善をめざすたたかい

政府は、2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通しをもとにして、①全世代型社会保障の構築、②男女が希望どおり働ける社会づくり・子育て支援、③勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し、④家庭における介護の負担軽減、⑤「地域共生社会」づくり、⑥医療・介護・福祉サービスについての課題とめざすべき方向をもとにとりくみの具体化を図ろうとしています。

通常国会に提出が予定されている法案では、利用料の個人負担2割化、ケアプランの有料化、要介護1・2の訪問介護とデイサービスを介護保険から外すことなどが狙われています。要介護1・2は介護保険利用者の半数以上にのぼり、専門的なケアを必要とする方たちです。ケアプランの有料化とあわせて、これが強行されれば、必要な介護が受けられなくなり介護離職がさらに深刻化することは明らかです。改悪を許さず、介護サービスの拡充を図るため、10万筆を目標にとりくんでいる「介護保険制度の改善を求める請願署名」を集約し、国会行動で提出します。

(3) 若者も高齢者も安心できる年金と雇用政策の実現めざすたたかい

4月から年金支給額が引き下げられ、マクロ経済スライドによるマイナス改定の繰り越し もあり、年金生活者の生活悪化は進行するばかりです。また、年金の適用拡大を図るため、企 業規模の要件やフリーランスへの適用拡大などが検討されていますが、低年金者の問題は議 論されていません。

最低保障年金制度の構築をめざす「若者も高齢者も安心できる年金と雇用を!」署名を集約 し、年金者組合と共催で3月22日(水)に院内集会を開催し、議員要請など国会行動を展開し ます。

年金制度の改悪を許さず、若者も高齢者も安心できる年金と雇用をめざし、新たな署名のとりくみを開始します。

5 憲法が生き、人権が守られる公正な社会へ、政治の転換を

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵攻に対してウクライナからの即時撤退を 求めて新宿でのデモをはじめ様々な取り組みを展開してきました。引き続き「即時停戦・撤退」 を求める取り組みを行います。

また、ウクライナ侵攻や北朝鮮による相次ぐミサイル発射、台湾有事などを理由に軍事費が過去最大となりました。防衛省が8月31日に決定した2023年度概算要求で、過去最大だった2022年度当初予算を2260億円上回る5兆5947億円を計上しました。2013年度から11年連続で前年度を上回り、9年連続で過去最大を更新。さらに金額を明示しない「事項要求」を100件超盛り込んでおり、年末に改定される国家安全保障戦略など3文書を踏まえ、来年度の予算編成では6

兆円台半ばが視野に入るとみられます。

10月3日、第210回臨時国会が開会し、岸田首相が所信表明演説を行いました。6兆円半ばへの増額が見込まれる防衛費について、財源の検討状況さえ明かにされず、「予算編成過程で結論を出す」と、従来の説明を繰り返した。また、改憲について国会の演説では初めて「発議」に触れ「国会でこれまで以上に積極的な議論が行われることを期待する」と踏み込んだ発言がだされました。また、自民党が「反撃能力」と言い換えた敵基地攻撃能力の保有に関しては「検討を加速する」と明言しました。

1. 軍拡反対!あらゆる改憲策動を許さない

岸田内閣は12月16日、国家安全保障戦略など安保関連3文書の改定を閣議決定しました。 日本国憲法9条1項の「武力による威嚇」に該当する憲法である「敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有」が明記され、米国製の長距離巡航ミサイル・トマホークの導入も示すなど、実質改憲を推しすすめる暴挙です。そして、5年間で総額43兆円の大軍拡予算が盛り込まれ、増税など国民負担で軍拡をすすめようとする許せない姿勢です。23国民春闘では、この戦後の安全保障政策の転換となる方針の撤回、岸田政権の退陣を求めてたたかうことが求められています。

- (1) ロシアによるウクライナ侵攻に対して「即時停戦・ウクライナからの撤退」を求める運動を展開します。
- (2) 改憲策動を許さない運動を、一人ひとりの組合員とともに考え、行動する憲法闘争の具体 化を図ります。コロナ危機に便乗した「緊急事態条項」の創設をはじめ、自民党改憲4項目 をはじめとする憲法審査会での憲法改正原案の論議、改憲発議を阻止するため、憲法共同セ ンターや総がかり行動実行委員会などの取り組みに結集して取り組みを強めます。
- (3)「憲法改悪を許さない全国署名」(呼びかけ団体: 9条改憲NO!全国市民アクション)について、国民春闘共闘・全労連として100万筆を目標に取り組んできました。引き続き、新たな署名の提起などがあれば、積極的に展開していきます。
- (4)3月~4月を憲法闘争強化月間に位置づけ、憲法総学習と職場内外での署名の取り組みを 強化します。

2. 辺野古新基地建設阻止など、軍事基地強化させない

- (1) 馬毛島や沖縄をはじめとする米軍基地と自衛隊基地の新増設やミサイル配備反対、オスプレイなどの低空飛行をはじめとする軍事訓練反対をはじめ、アメリカ言いなりに対中国軍事戦略のもとでの軍事基地強化を阻止するため、安保破棄実行委員会などの取り組みに結集します。
- (2)10月、政府は土地利用規制法に基づき、住民を監視下に置く「特別注視区域」・「注視区

域」計 58 カ所の候補地を提示しました。政府は最終的に、2024 年秋をめどに米軍基地や原発、軍民共用の空港を含めた 600 カ所以上の指定を狙っています。土地利用規制法は、国が重要と考えた施設の周辺約 1 km と国境離党を「注視区域」に指定し、利用状況を調査して「機能阻害行為」があれば利用中止を命令・勧告し、従わなければ刑事罰を科します。何が「機能阻害障害」にあたるかは政府の裁量次第です。プライバシーを侵害する欠陥法の施行を許さず廃止にするため、自由法曹団や憲法共同センターなどでつくる国民監視・土地利用規制法廃止を求める共同行動に結集して取り組みを進めます。職場での学習を進めるとともに、街頭宣伝行動などの取り組みを進めます。

3. 原発ゼロをめざし、核兵器廃絶を求めるたたかい

(1) 原発ゼロをめざす取り組み

政府は、8月の「GX (グリーントランスフォーメーション) 実行会議」で原発の「7 基追加再稼働」や運転期間の延長、次世代革新炉の建設による原発の新増設やリプレー スの検討などの原発推進方針を表明し、来年の通常国会には電気事業法、原子力基本法を一括で改正する法案を提出する構えです。この動きに対し、原発ゼロ・脱原発の様々な団体と共同の運動にとりくみます。また、名指しされた全国の7原発の再稼働反対運動を支援し、5地域の運動団体との意見交換会、激励・連帯キャラバン行動に結集します。政府が予定する2023年春期のALPS処理水海洋放出を阻止するため学習を進め、署名にとりくみます。

(2) 核兵器廃絶をめざす取り組み

核兵器使用を脅しの材料として使うロシアの蛮行を糾弾するとともに、アメリカの核抑止力、軍拡路線を加速させる岸田政権を包囲し、禁止条約への参加を求める国民世論を構築する取り組みを強化します。

また、核兵器と人類は共存できないことからも、 $3\cdot1$ ビキニデー(2月 27日~3月 1日、静岡)の成功のため参加者組織など積極的に取り組みます。

|6|| ジェンダー平等社会の実現の具体化

ジェンダー平等宣言で確認したとりくみの具体化を進めます。学習リーフの活用を広げ、非 正規や女性差別の根絶にむけた要求論議と運動化、意思決定の場における女性参加比率の向 上にむけたとりくみの議論をすすめます。

個人の自立を支える賃金・税・社会保障制度についての政策づくりと合意形成にむけた討論 集会を企画します。

男女の賃金格差の解消、均等待遇の実現、所定労働時間の短縮、ハラスメントの根絶など切実な要求をとりあげ、当事者の運動の組織化を図ります。

7 要求実現へ組織強化・拡大のとりくみ強化を

1.「要求、組織化、運動」へ

(1)「減らさず・増やす」とりくみ

退職や転職の後も続けて組合員として活動できるとりくみをすすめます。年金者組合や単 産個人加盟組合、地方組織のローカルユニオンの紹介など積極的にすすめます。

働く高齢者が増えるもとで再雇用の労働条件、労働安全衛生などの要求を重視し、組織化を すすめます。

(2) 12月~2月「春闘要求実現!仲間増やし集中期間」のとりくみ

要求と運動化、組織化の好事例を学ぶ「組織化の事例検討会」を開催します。また、すべての地方組織で「組織化の好事例検討会」を組織拡大推進の交流会として成功をめざします。 変えるリーフⅢの地域への配布を通じて、国民春闘共闘・全労連の存在を知らせ、「組合をつくろう・入ろう」の呼びかけを広げます。

優れた経験の分析と教訓の発信・交流を広げることを重視します。

(3)春の組織拡大月間3月~5月

新歓期での組織拡大に向けて、春の組織拡大月間を3月~5月に取り組みます。

(4) 非正規労働者の組織化

- ① 春闘前段での継続雇用を実現するとりくみをはじめ、ボーナス差別の是正をはじめとする非正規差別の是正など要求実現と組織拡大をセットに取り組みます。要求に基づく対話(1月~3月)を重視します。非正規労働者の要求に責任を持つのは誰でもない非正規労働者であることを伝え、継続雇用や均等待遇などの要求実現のために力を貸してほしいと訴えます。
- ② 自治労連が取り組んだ「会計年度任用職員実態調査アンケート」によって多くのつながりが生まれています。各地方で自治労連と連携し、会計年度任用職員とのしゃべり場の開催を追求します。対話から継続雇用実現に向けた組織化、均等待遇の実現へとつなげていきます。
- ③正規の役員に「やってもらう」ではなく、非正規組合員が「自分たちで解決する」運動をつくります。日常活動をつくり非正規組合員の居場所をつくります。
- ④要求実現に向けた運動をどう作っているのか。非正規組合員の日常活動をどう作っているのか。非正規の仲間も全国の仲間との交流を求めています。全労連が2023年6月3日(土)~4日(日)に横浜で開催する「第31回非正規で働くなかまの全国交流集会」に参加し全国の仲間と運動を交流します。

(5) 移住労働者の権利を守るとりくみ

多文化共生社会を実現するために、外国籍の移住労働者の権利と利益を守る活動を進めます。入管法改正案は臨時国会での提出は見送られましたが、移住労働者の重大な人権侵害につながる可能性があり今後も注視していきます。

職場で増えている移住労働者特有の問題、移住労働者の組織化を進めるために、移住労働者問題連絡会を再開し活動を進めます。

2.「ケア労働者の大幅賃上げアクション」

- (1) 12月~2月の「地域総行動月間」のなかで、単産と地方・地域組織が力をあせて「ケア労働者の組織化総がかりキャンペーン」を展開します。ケア事業所への訪問など、10月以降の新制度について宣伝を強め、「組合の運動によって制度が前進した」「組合をつくって賃上げを実現しよう」と呼びかけます。
- (2) 関係単産と協力し、地方・地域でケア労働者プロジェクトを立ち上げます。23 春闘でのベア獲得状況の交流をはじめ、地域のケア事業所への訪問活動や自治体への要請行動なども具体化します。
- (3) 22 春闘で手当での対応に終わった職場は、23 春闘でベア実現に向けた取り組みをつくります。職場内の未組織労働者に声をかけ「一緒に実現しよう」と拡大し、労働組合の力を強め、要求を実現させます。取り組みの山場でのオンライン集会を開催します。地方・地域でも決起集会の開催を検討します。

第四章 具体的な行動展開

1. 統一行動の設定等について

(1) 国会行動と中央行動の設定

23 国民春闘の中央行動は3月2日(木)に、「低賃金と物価高騰から生活守る賃金上げろ! 最低賃金全国一律実現!」をテーマに中央大集会(日比谷野音)と国会行動を設定し、全国から2000人の参加を目標に取り組みます。また、最低賃金などの課題で、国会の最終盤に向けて5月に国会行動を、7月には公務賃金引き上げめざす行動を計画します。

(2) 回答集中日と全国統一行動日の設定と統一ストライキについて

回答集中日を3月8日(水)とし、すべての職場・単組で団体交渉をおこない回答引き出しを めざします。翌3月9日(木)に統一ストライキを含む全国統一行動を展開し、全国30万人が 決起する23国民春闘で最大の山場の行動に取り組みます。

(3) 財界・大企業へ向けた闘争の具体化

財界・大企業に対する取り組みの強化がこれまでにも増して重要になっています。史上最高額を更新し続ける大企業の内部留保を適切に活用させる必要があります。大企業に働く労働者や関連企業・下請け企業に働く労働者の立ち上がりを促す要求運動の構築も重要となっています。春闘闘争宣言行動を1月12日(木)に経団連前行動を中心に取り組みます。同時に、2月に愛知でおこなわれる「トヨタ総行動」に結集し、「大企業のもうけを労働者・社会に還元せよ!」の声を上げます。

(4)12~2月に「地域総行動月間」

「最低賃金の全国一律制の実現」「中小企業支援の改善」「ケア労働者の賃上げ」「公共をとり戻す」の4つを柱の要求として、地域から賃金引き上げの大きな世論づくりと地域の未組織労働者の組織化に向け、産別と地域が一体となった取り組みで実現を図ります。地域総行動の期間は、春闘前段闘争を含めて12月~2月までの3ヵ月間とします。

- ① 最低賃金の全国一律制の実現に向けて、請願署名の地域団体・未加盟組合への依頼活動、 地元国会議員への要請、地元自治体・議会での国に対する意見書採択を中心に取り組みます。 政府、国会議員に対し地域から法改正と中小企業支援の強化をめとる取り組みを展開しま す。
- ② 「賃金上げろ、物価高騰から生活と地域経済と公共を守れ、ケア労働者の賃上げを!ローカルビックアクション」は、2月4日(土)を集中行動日として2月中に地域ごとに決起の場を設けていきます。県庁所在地はもとより、地域組織で地域の共同できる団体の参加を得て集会、アピール行動などを成功させます。
- ③ 毎年行っている新春ビラを「変えるリーフⅢ」として「賃上げのために、あなたの職場に 労働組合をつくりませんか」をテーマに作成し、戸別配布、街頭等での配布を行います。
- ④ 賃上げの最大のヤマ場である3.8回答集中日、3.9全国統一行動を職場と地域一体で成功させます。各産別が行う統一ストライキ行動等への積極的な支援、全国統一行動では地域でのアピール行動に取り組みます。また、3.8回答速報特番に参加します。また、単産と地域一体での賃上げの実現に向けて、岩手医大職組といわて労連・地域労連のモデルケースを参考に、重点単産・職場への集中した支援で賃金引き上げを実現させます。

(5) 最賃デーと定例宣伝行動について

① 最賃デーを第一次2月4日(土)、第二次4月14日(金)、第三次5月25日(木)、第四次6月23日(金)、第五次7月14日(金)、として運動を積み上げます。単産・単組からの組合員

- の参加を重視します。
- ② 改憲阻止、核廃絶を求める9の日行動、19行動を展開します。

2. 行動計画

- 12月~2月 地域総行動月間
- 12月~2月 春闘要求実現!仲間増やし集中期間
- 1月6日(金) 新春宣伝
- 1月11日(水) 新春合同旗開き
- 1月12日(木) 春闘闘争宣言行動(経団連前)
- 1月20日(金) 国民春闘共闘単産地方代表者会議
- 1月23日(月) 第211通常国会開会(予定)
- 1月24日(火) 23国民春闘決起集会(中野ゼロホール)
- 1月26日(木) 全労連第63回評議員会(~27日・金)
- 1月30日(月) 春闘要求記者会見
- 2月4日(土) 「賃金上げろ、物価高騰から生活と地域経済と公共を守れ、ケア労働者の賃上 げを!ローカルビックアクション」(4日を集中行動日として地域ごとに2月 中に設定)、第1次最賃デー
- 2月15日(水) 公務民間一体の宣伝行動
- 2月17日(金) 最低賃金全国一律をめざす院内学習会
- 3月~4月 憲法闘争強化月間
- 3月 ハローワーク前アンケート
- 3月2日(木) 「低賃金と物価高騰から生活守る 賃金上げろ!最低賃金全国一律実現!中央大集会」(日比谷野音)、国会行動/全国参加(2000人規模)
- 3月4日(十) 金属労働者のつどい(東日本)
- 3月5日(日) 金属労働者のつどい(西日本)
- 3月8日(水) 回答集中日、23春闘「回答速報特番」
- 3月9日(木) 全国統一行動日(統一ストライキ)
- 3月10日(金) 全国いっせい記者会見(賃金回答)
- 3月13日(月) 重税反対行動
- 3月22日(水) 「雇用と年金署名」国会提出行動・学習会
- 4月1日~10日 回答促進強化旬間
- 4月9日(日) 統一地方選挙前半投票
- 4月12日(水) 東京地評統一行動(厚生労働省前)

4月14日(金) 第二次最賃デー(最低賃金近傍で働く人の記者会見)

4月23日(日) 統一地方選挙後半投票

5月1日(月) 第94回メーデー

5月3日(水) 憲法集会

5月19日(金) G7広島サミット (21日まで)

5月25日(木) 国会行動・第三次最賃デー

6月21日(水) 第211通常国会閉会日(予定)

6月22日(木) 国民春闘共闘委員会単産・地方代表者会議

6月23日(金) 第四次最賃デー

7月14日(金) 第五次最賃デー

7月 厚労省・人事院包囲行動

以上